



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

新しい一歩を踏み出す新成人
(写真提供/厚木市)

新年のごあいさつ

公益社団法人 厚木法人会

会長 小嶋 完治



平成30年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご挨拶の言葉を申し上げます。

昨年を顧みますと、経済情勢は一部の大企業において業績の回復や雇用の増大等がみられ、緩やかに景気の回復が見込まれていると報道されておりましたが、私どもの企業を取り巻く環境は、依然として先行き不透明な非常に厳しい経済環境でありました。また、年間を通じて異常気象や自然災害が相次ぎ、地域によっては甚大な被害に見舞われました。国外では、北朝鮮による弾道ミサイルの発射実験が数回にわたる行われ、北海道の上空を通過するという事態が起こり、これまでにない深刻かつ重大な脅威を感じました。

ダルを獲得や輝かしい成績を収めるなど明るい話題もありました。私も法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。同時に異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の交流、親睦事業等を実施し、魅力ある法人会を目指していきたいと考えております。会員の皆様方には今後とも法人会活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



厚木税務署

署長 加藤 哲



平成30年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会の会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

小嶋会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、著名な講師を招いて地域住民を対象に、毎年開催している「地域ふれあい講演会」をはじめ様々な社会貢献活動を積極的に実施されるとともに、租税教室への講師派遣、小学6年生が応募される「絵はがきコンクール」の開催並びに租税教室を受講した児童への社会科副教材を印刷した下敷きの配付など、租税教育の充実にも熱心に取り組んでいただきました。さらに、税に関する各種研修会、説明会も数多く開催され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をいただいております。

引き続き、地域に密着した、魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、まもなく平成29年分の所得税・復興特別所得税等の確定申告の時期を迎えます。昨年から本格実施となった社会保障・税番号制度ですが、本年もマイナンバーの確定申告書への記載や申告書の提出に際しての番号確認・本人確認事務を行うこととなっております。私どもとしては、できるかぎりスムーズに申告を済ませていただけるよう努力してまいります。申告期間中は相談や申告書の提出の方々に税務署の混雑が予想される所です。会員の皆様におかれましては、e・Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用いただきますよう、また、従業員の方々にも、お勧めいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会の益々のご発展になりますよう、また、会員並びにご家族の皆様のご健勝とご事業のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしました。



栄えある受彰 おめでとぅございませす

納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に

功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式

去る11月7日、KKRホテル東京において、平成29年度の東京国税局長納税表彰式が行われ、本会の木下副会長が東京国税局長表彰を受彰されました。

また、11月15日、厚木商工会議所大会議室において、平成29年度の厚木税務署納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られました。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎東京国税局長表彰受彰者（敬称略）

木下 幸治 木下建設(株)

◎厚木税務署長表彰受彰者（敬称略）

高畑 幸夫 (有)高畑造園土木

小松 英子 (有)小松管工

◎厚木税務署長感謝状受彰者（敬称略）

飯原 菊枝 (有)飯山倉庫

野間 政江 (株)野間工業

■納税功労表彰式

11月20日、神奈川県厚木合同庁舎会議室において、厚木県税事務所長納税功労表彰式が行われました。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎厚木県税事務所長

納税功労表彰受彰者（敬称略）

小林 知彌 (株)小林リビング



法人会の税制改正に関する

要望事項の実現に向け、提言書を提出

昨年10月5日に開催した法人会全国大会（福井大会）において披露された法人会の「平成30年度税制改正に関する提言事項」（11月号掲載）の実現に向け、上部団体の全国法人会総連合をはじめ、全国の県連及び各法人会は、政府・政党、地方自治体等に対して提言活動を行っています。

本会においても、去る11月29日、島本担当副会長及び堀税制委員長が、義

第12回 地域ふれあい講演会を開催



▲講師 尾木直樹氏

10月25日、厚木市文化会館大ホールにおいて、本会主催の第12回地域ふれあい講演会を盛大に開催しました。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。

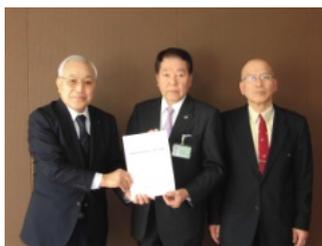
今回は、教育評論家の尾木直樹氏（尾木ママ）を招き「子どもも大人も、居心地の良い学校・家庭・地域

社会をめざして」をテーマに開催し、1,100名を超える観客を前に、笑いとユーモア溢れるテンポの良い話で大変好評でした。なお、同講演会は厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体並びに受託保険会社から協賛をいただきました。



提言書を提出

家弘介衆議院議員、後藤祐一衆議院議員をはじめ、厚木市、愛川町、清川村の各市町村長及び議会議長を訪ね、提言書を手渡し、その実現に向けて協力を要請しました。



▲左から島本副会長、厚木市の小林市長、堀委員長

申告と納税はインターネットで

国税の申告と納税は



地方税の申告と納税は



生産性向上は、企業にとって永遠のテーマだが、これからはより重要な課題だと考えないといけない。なぜなら、いまの日本企業は生産性向上を優先課題としなければならない状況にあるからだ。

ひとつは、欧米諸国に比較して日本の労働生産性は圧倒的に低いことが挙げられる。

日本生産性本部が発表しているOECD加盟国の労働生産性比較では、日本は加盟34か国中21位と低く、2010～12年の平均値で、製造業はアメリカの69.7%、卸・小売業は38.4%

と、恥ずかしいぐらいの低い水準にある。ただし、ものは考えようだ。低いということは、それだけ改善の余地があるということである。いまひとつの理由として

低い生産性の背景に高い固定費

なぜ、日本企業の生産性がかくも低いのか。製造業に限っていえば、

日本企業の生産性は高いと思われてきた。しかし、その製造業すら、アメリカの70%弱の生産性にすぎないのだ。トヨタ生産方式に代表さ

は、生産人口の減少による人手不足と、それにともなう人件費の上昇がある。人手不足で人件費上昇とくれば、一人当たりの労働生産性を高める以外に生き残る道はないといえる。

れるように、たしかに日本の製造業は、製品づくりの現場での生産性は高い。

しかし、会社全体の固定費が高く、結果として生産性では欧米企業に後れをとっているのだ。いまは高収益企業として知られる「コマツ」もかつ

ては、アメリカの競合と比較して、生産性の低さが悩みのタネだった。2001年、厳しい状況のなか社長に就任した坂根正弘氏は、自著「ダントツの強みを磨け」に次のように書いている。

「建機の生産コストはアメリカの競合企業よりも低いのに、利益はアメリカ企業の方が圧倒的に高かった。原因を探った結果わかったことは、建機の部品等の変動費は安いのだが、会社全体の固定費がアメリカ企業に比較して高いということだった。雇用確保の名目で

拡大志向に走り、不採算事業と自前主義のシステムなど非効率的な間接業務で固定費が肥大化していたことが低収益の原因だった」この指摘は、日本企業の実態の低さの原因を突いて見事に突いているといえる。

言うてみれば、トータルでの経営コストが高過ぎるゆえに、日本企業は生産性が低いのだ。とすれば、生産性を高めるためには、固定費を中心

にトータルでの経営コストを削減することが重要になってくると考えないといけない。

採算視点での事業仕分けを

経営ジャーナリスト
足田文明

生産性向上を図るか

5S推進と人への投資が決め手

では、どういう取り組みをすればいいのか。筆者が、生産性を向上させるためにお薦めするのは、自社で行っている事業の仕分けだ。

たとえば、メーカーで何種類かの製品を生産していたとする。

利益の出ているものもあれば、赤字の製品もあるとすれば、将来黒字化の見込みない製品からは躊躇なく撤退すればいい。

コマツの場合には、不採算事業から撤退し、主力商品を建機に絞り込むことで、アメリカの競合以上に生産

いかにして



性の高い企業になれたという。

不採算とはいえ、手掛けている事業からの撤退をいさぎよしとしない経営者は多いようだが、そういう方には、中国・元の時代に、チンギス・ハーンとその息子オゴデイ・ハーンに仕えた名臣、耶律楚材の次の言葉に目を通していただきたい。

「一利を興すは、一害を生はぶくに如かず。一事を生ずるは、一事を減ずるに如かず（ひとつの利益を得ようとすると、ひとつの害悪をとりのぞいた方がよい。新しい仕事をひとつふやすなら、古びて役に立たない仕事を、ひとつ減らした方がよい）」

今風に言えば、「選択と集中」が、生産性を高めるということだ。

生産性向上を考える上で、トヨタ生産方式の生みの親ともいわれる、大野耐一氏の次の言葉も参考になる。

「生産性を高めるとは、必要数をより低い原価で生産すること」。

生産性向上の取り組みは、メーカーの製造現場では当たり前のように行われてきたが、これからは経営のあらゆる分野の仕事で生産性を高め、トータルでの経営コストを低減することが求められているのだが、この

基本中の基本「整理・整頓」の実践

では、生産性を高める要因には、何があるのだろうか。

基本中の基本で恐縮だが、筆者は、生産性向上の第一歩は「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の5Sからだと考えている。

なかでも整理・整頓が、その言葉通りに徹底してできていれば、その会社の生産性は必然的に高くなっている。

ところが、5Sに取り組んでいる会社でも、その言葉を文字通りに理解して実

取り組みに大野の指摘は示唆に富んでいる。

たとえば経理の場合、「必要数をより低い原価で」とは何を意味するのか。従来5人で経理部門を担っていたとしよう。これを、3人なり4人でこなすように工夫することで生産性を高めたいといけないということだ。

実践しているところは意外と少ない。

そこで、ここでも大野耐一の指摘を紹介しておく。「要らないものを処分するのが整理であり、欲しいものがいつでも取り出せることを整頓という。ただ、きちんと並べるのは整理であって、現場の管理は整理・整頓でないといけない」

大野の教え通りに整理・整頓を行えば、なぜ生産性が上がるのか。単純だが、スペースのムダがなくなり、必要なものを探す手間が省

けるからだ。

この基本中の基本の整理・整頓を全従業員が絶え間なく実践すれば、それだけでもその会社の生産性は確実に向上するということだ。

日本企業の生産性が低い要因として、特筆しておかなければならないことがある。それは日本のビジネスマンの「働く意欲の低さ」だ。2017年5月26日の日経新聞に実にシヨッキン

「米ギャロップが世界各国の企業を対象に実施した従業員の『仕事への熱意度』調査によると、日本は『熱意あふれる社員』の割合が6%しかないことがわかった。米国の32%に比べて大幅に低く、調査した139カ国中132位と最下位クラスだった」

熱意ある社員が少ないだけではなく、「やる気のない社員」は70%を占め、「周囲に不満をまき散らしている無気力な社員」が24%もいるというのだ。

やる気のない社員が現場に横行していて、その企業

の生産性が高まる訳がない。では、どうすればいいのか。その答は、1992年にノーベル経済学賞を受賞したシカゴ大学ベッカー教授の次の言葉にある。

「人はコストではなく、無限の可能性がある資源。それだけにやる気を阻害することは大いなる無駄なのだ。：略：人間の可能性は無限大。人に投資することで生産性を高めることができる」

生産性を高めるために、何より優先すべきは、人材育成をも含めた社員への投資なのだ。

ところがいま、多くの企業は社員への投資を控えているような状況にある。これでは生産性が高まるわけがない。人への投資を惜しまないでいただきたい。

*筆者・足田文明氏の著作「中小企業経営―その実践―」で「持続的成長を目指す」が、氏のホームページで購入いただけます。検索エンジンで「足田文明」にて検索下さい。

税務署からのお知らせ

平成29年分の所得税等の確定申告 及び贈与税の申告について

■申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税等・消費税等・贈与税の申告書を作成することができます。画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

■申告書にはマイナンバーが必要です。

平成29年1月以降、申告書を提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類（番号確認・身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

■e-Taxもご利用ください。

「e-Tax（電子申告）」を利用することで、税務署に行かずに自宅から送信して申告することができ、マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出は不要となります。

■医療費控除について

平成29年分の確定申告から、医療費

控除の適用を受ける場合には、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました（領収書は自宅で5年間保存する必要があります）。

■申告及び納税の期間は、次のとおりです。

◎所得税及び復興特別所得税

2月16日（金）～3月15日（木）

（還付申告は2月15日（木）以前でも提出できます。）

◎贈与税

2月1日（木）～3月15日（木）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月4日（木）～4月2日（月）

◎申告書作成会場の開設期間

2月16日（金）～3月15日（木）

※ 右記以外の期間は、税務署に申告書作成会場はありません。

※ 受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までに

お越しください。

※ 税務署の駐車場は大変狭くなっております。ご来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

問合せ先 厚木税務署

電話（221）3261（代表）

確定申告書等の提出の際には、

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ※

※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

軽減税率対策補助金の期限が延長されます

【軽減税率対策補助金の申請受付期間について】

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日から実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に軽減税率実施への対応を円滑に進めていただくため、2018年1月31日を期限として軽減税率対策補助金の申請受付を行ってききましたが、今後は2019年10月1日から始まる消費税軽減税率制度に対応するため、補助事業の完了期限を以下のとおり変更します。
(現行) 2018年1月31日までに

**（変更後）2019年9月30日までに
事業完了**

源泉部会が租税教育向けの下じきを寄贈 （租税教室で小学6年生に配付）

源泉部会は、厚木愛甲地区（全31校）の小学6年生を対象にした租税教室の開催にあわせ、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方等が記載された租税教育向けの下じき（約2,700枚）を児童に配付していただくよう各小学校へ寄贈した。



なお、補助金の申請受付期限については、上記の事業完了期限に合わせて設定することとし、具体的な時期については、後日、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページにおいて公表します。
「軽減税率対策補助金」とは、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。

お問合せ先
軽減税率対策補助金事務局
URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222
受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）

「税を考える週間」協賛行事

国税庁の「税を考える週間」（11月11日～11月17日）協賛行事の一環として、各種活動を実施した。



▶署長講演会

11月17日、アミューあつぎにおいて、厚木税務署管内の納税協力6団体共催による講演会を開催した。当日は30名が参加し、厚木税務署の加藤哲署長を講師に招き「税について」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



▲街頭広報（イオン厚木店前）

11月14日、厚木税務署と関係協力団体は、イオン厚木店前において合同の街頭広報を実施した。当日は本会からも20名が参加し、税金クイズや税の標語の募集、税のパフレット等を配付した。また、同店3階の空中歩廊では、税に関する作品（小学生の絵はがきや中学生の作文、標語等）の優秀作品を展示した。



▶懸垂幕の設置

11月の1ヶ月間、当会区域内の神奈川県厚木市、木合同庁舎、厚木市、愛川町、清川村の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置した。（写真は清川村役場）



▶税務署職員との座談会（意見交換会）

11月20日、厚木商工会議所において、16名が出席して、本会の各支部及び各部会からの代表者等と税務署職員との座談会を開催し、意見交換を行った。





◀ 県法連青年部会の情報交換会
 10月16日、ホテル横浜ガーデンにおいて、県法連青年部会主催の情報交換会が開催された。県下の法人会青年部会から176名が参加し、本会から8名が出席した。「租税教育活動の事例発表」をはじめ、「租税教育活動における問題点とその改善策」等をテーマに、熱心にテールディスプレイスカッションを行い、大変好評だった。



▼全国青年の集い（高知大会）

11月10日、高知県民文化ホールにおいて、全法連主催の全国青年の集い（高知大会）が開催され、全国から約2,400名の青年部会員が集まった。同大会では、全国から選抜された青年部会の租税教育活動プレゼンテーションや部会長サミット、大会式典が行われ、青年らしい活気溢れる大会となった。また記念講演として、タレントの間寛平氏を招き「走ることで伝える大切な事～夢・出会い・絆～」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



▲改正消費税法等の説明会

10月19日、厚木商工会議所において、本会をはじめ、関係協力団体と共催で改正消費税法等の説明会を開催し、56名が参加した。厚木税務署担当官を講師に消費税軽減税率制度のポイントについて、また厚木商工会議所の施策普及員を講師に軽減税率対策事業（補助金制度）等をテーマに研修した。

▶ 年末調整等説明会
 （11月16日、厚木市文化会館）



▶ 年末調整等説明会
 （11月13日、愛川町文化会館）



チャリティーパーティーへの協賛企業ご紹介

12月6日のチャリティーパーティーにおいては、多くの皆様にご協賛いただきまして誠にありがとうございました。

景品寄贈者名簿（順不同）

厚木法人会 正副会長会 様	(有)エヌケイハウジング 様
黄金井酒造(株) 様	(有)小原レッカー 様
(有)大橋硝子建材 様	(有)難波商事 様
(有)一四一 様	(株)小島商店 様
(株)ノーマ 様	(株)レンブラントホテル厚木 様
(有)飯山倉庫 様	(株)グローバル 様
A I U 損害保険(株) 様	(有)神奈川ハウジング 様
大同生命保険(株) 様	木下建設(株) 様
高松山ゴルフ場 様	(株)小林リビング 様
税理士法人 あいかわ 様	(有)サン不動産 様
(有)計算センター愛川 様	(株)七沢荘 様
アブラック 様	(株)オールアサオカ 様
(株)清川建設 様	(有)神崎工務店 様
(株)野間工業 様	(有)高畑造園土木 様
厚木アーバンホテル 様	(株)厚木生花 様
(株)東明サイエンス 様	(有)小松管工 様
(有)最上電建 様	(有)双栄建設 様

▼チャリティーパーティー

12月6日、レンブラントホテル厚木において、215名が参加して、また多くの協賛企業のご協力を得て、盛大にチャリティーパーティーを開催した。当日はアトラクションとして、寒川ハーブエコーズさんによるハーモニカ演奏が華やかに行われ、大変好評だった。



また抽選会では、当選番号を読み上げるたびに会場は大きな歓声に包まれた。パーティー会場で実施した募金活動では、総額339,000円のチャリティー金が集まり、社会福祉事業に役



▲寒川ハーブエコーズのみなさん



▲お楽しみ抽選会

立てていただくため、本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。

▼女性部会・青年部会が

租税教室の開催を支援

女性部会と青年部会は、12月から1月にかけて厚木税務署と協力し、小学校の租税教室において講師を務め開催を支援し、児童たちに税の役割や大切さなどの意識啓発を行った。(厚木愛甲地区の9校・23クラスの小学6年生744名の児童が参加)



◀睦合支部日帰り旅行会
睦合支部は10月21日、41名が参加して山梨方面へ日帰りバス旅行会を開催した。昇仙峡の散策をはじめ、湯之奥金山博物館の見学や砂金採り体験などを楽しみ、参加者相互の親睦を深めた。

▼相川支部ゴルフコンペ

相川支部は11月8日、大厚木カントリークラブ本コースにおいて、ゴルフコンペを行った。当日は12名が参加し、楽しく腕を競い合った。



▲源泉部会定例研修会

源泉部会は11月8日、厚木アーバンホテル会議室において、35名が参加して定例研修会を開催した。厚木税務署及び厚木市役所の担当者を講師に招き、「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」について研修した。

愛川支部研修会▶

愛川支部は11月9日、愛甲商工会館において、税務研修会を開催し、14名が参加した。当日は厚木税務署担当官を講師に招き「消費税の軽減税率制度」をテーマに研修を行った。



◀南毛利第1支部
日帰り旅行会
南毛利第1支部は11月14日、23名が参加して茨城方面へ日帰りバス旅行会を開催した。ギネス認定の牛久大仏や梅酒と酒の資料館「別春館」の見学、また那珂湊おさかな市場での買物などを楽しみ、親睦を深めた。



▲玉川支部研修会

玉川支部は11月10日、玉川公民館において、湘南厚木病院泌尿器科部長の翁長朝浩氏を講師に招き「本当は怖い夜間頻尿」をテーマに研修会を開催した。当日は74名が参加し、大変好評だった。

▼青年部会の花植え事業

青年部会は12月2日、社会貢献活動の一環として、花植え事業を実施した。当日は部会員をはじめ、地域の中学生にも参加を呼びかけ、総勢49名で本厚木駅周辺のあつき大通りと三宅眼科前の花壇に楽しく花を植えた。



▶厚木西部支部研修会
厚木西部支部は11月21日、小鮎公民館において、20名が参加し、前島綜合法律事務所の前島憲司氏を講師に招き、「相続対策」をテーマに研修会を開催した。



インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

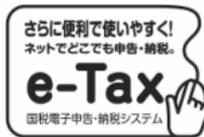
納税証明書の請求は

「e-Tax」を使ったオンライン請求で！

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。
1 税目 1 年度 1 枚 370円 (通常 400円)
- ② 窓口での待ち時間が短縮できます。(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)



新入会員紹介

期間 [平成29年10月～平成29年11月]

地区・支部名	会 員 名
中 町	株式会社 ティープラス
旭 町 西	スウィーツスポット
小 鮎	株式会社 石川設計
小 鮎	大橋産業 合同会社
小 鮎	大裕工務店
清 川	町田石材工業
睦 合 南	エルアフィード 株式会社
酒 井	株式会社 大豊物流システム 神奈川営業所
愛 甲	春水法律事務所

会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。各金融機関をはじめ、農業協同組合も取り扱いできますので、ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月16日までに手続きされた方は、平成30年度分(平成30年4月～平成31年3月)の会費から自動引き落としができます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで
電話 046-221-1055

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

税金クイズその他各種の
お申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

税に関する 絵はがきコンクール

平成29年度 入賞作品

女性部会では、上部団体の全国法人会総連合の「税に関する絵はがきコンクール」の事業に賛同し、租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがき」を募集し、多くの作品が集まりました。（応募総数 小学校5校から271作品）



✪ 厚木法人会長賞
厚木小6年生 渋谷帆乃さん



✪ 女性部会長賞
北小6年生 小菅幸人さん



✪ 厚木税務署長賞
厚木小6年生 小川琴莉さん



✪ 優秀賞
厚木小6年生 遠藤光貴さん



✪ 佳作
北小6年生 谷田部 紗羅さん



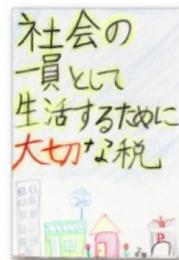
✪ 佳作
森の里小6年生 小山千遥さん



✪ 佳作
森の里小6年生 田勢和真さん



✪ 佳作
玉川小6年生 今井彩楓さん



✪ 佳作
戸田小6年生 鈴木美咲さん

厚木法人会会員のみなさまへ

ハートピアが勤労者の福利厚生をサポートします!

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付（永年勤続慰労金等）や各種助成（人間ドック・定期健康診断等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しています。会費は、**1人月額600円**（事業主2分の1以上負担）で、パートの方も加入できます。

（厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住であれば市外に勤務でも個人会員として加入できます。）

また、未加入の**事業所・個人**をご紹介いただき、その**事業所・個人**がハートピアに加入された場合、加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします。

（ただし、1事業所あたり10万円を限度とします。）

ぜひ、お取引先やお知り合いの**事業所・個人**をご紹介ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスしてください。

公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
（ハートピア事務局）

〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階
TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611
URL <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp>
e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp



厚木市マスコットキャラクター
おゆりちゃん